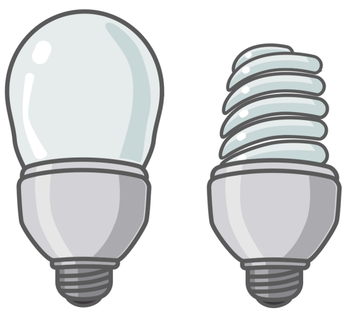
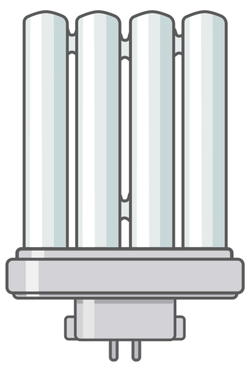
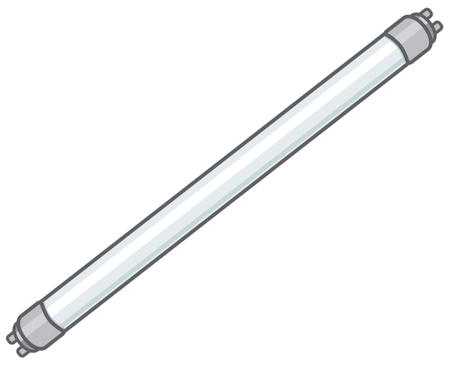
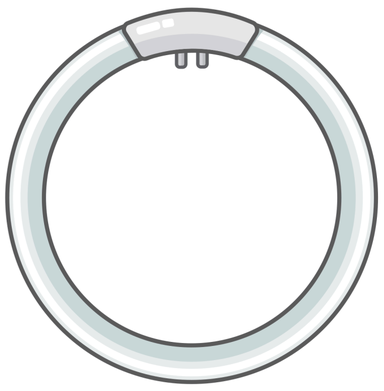
家庭やオフィス、工場など使用している
一般照明用の蛍光ランプは
2027年末までに製造・輸出入禁止
になります

蛍光ランプの種類※1	 電球形蛍光ランプ※2	 コンパクト形蛍光ランプ	 直管形蛍光ランプ※2	 環形蛍光ランプ※2
製造・輸出入禁止の開始日	2026年1月1日	2027年1月1日	2028年1月1日	2028年1月1日

※1 蛍光ランプは通称「蛍光灯」「蛍光管」とも呼ばれます。
※2 電球形蛍光ランプのうち 30W を超えるものは 2027 年 1 月 1 日から禁止されます。
直管形蛍光ランプ及び環形蛍光ランプのうち、ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたものは、2027 年 1 月 1 日から禁止されます。

蛍光ランプからLED 照明への計画的な交換をお願いいたします



品番の例

蛍光ランプの品番は「F」か「EF」で始まるものが多いです
(※海外製品などでは異なる場合もあります)。
蛍光ランプかどうか分からない場合は、
蛍光ランプの販売店またはメーカーにお問合せください。

蛍光ランプの使用・販売・購入は禁止されません。

廃棄方法について

※家庭と事業者では、廃棄方法が異なりますので、ご注意ください。

家庭向け

事業者向け

複数業者から見積りを徴取するなどし、高額な契約等のトラブルを避けましょう。

〒110-8615　台東区東上野4-5-6
台東区役所環境課普及啓発担当　☎03-5246-1281

「一般照明用の蛍光ランプの規制」（環境省）内チラシを加工して作成